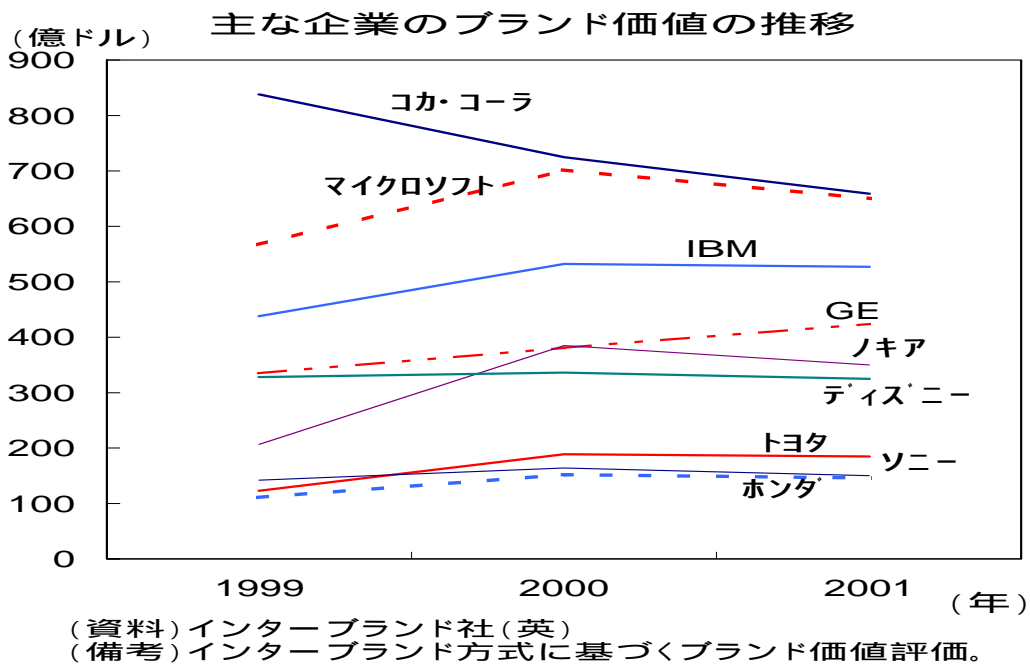


第 2 1 講 ブランドの価値とその紛争

1. 平成 14 年 8 月に経済産業省が発表したわが国メーカの「ブランド」価値のベストテン

会社名	価値(億円)	会社名	価値(億円)
1 位 ソニー	44,276	6 位 日産自動車	13,472
2 位 トヨタ自動車	20,160	7 位 資生堂	12,898
3 位 松下電器	16,613	8 位 キヤノン	12,015
4 位 ホンダ	16,035	9 位 センソール	11,137
5 位 花王	14,272	10 位 任天堂	9,055

2. インターランド社(英)によるブランド価値の推移



注 1：英紙フィナンシャル・タイムが発表した 03 年 3 月末の株価の時価評価を基準に算出した大手企業の世界ランキングによれば、一位はマイクロソフト、2 位は GE で、日本企業の最高は 19 位の NTT ドコモ、26 位にトヨタが入り、ソニーが 85 位、ホンダが 86 位である。わが国の株価の低迷がブランドの評価を低くしている。

注2: '02年9月13日にフォーブス社が発表した世界の資産王の第1位にマイクロソフト社のビル・ゲイツ社長(430億\$)、3位に同社の共同創設者(210億\$)が入っているが、わが国の所得ランキング上位10社の役員は誰も世界の資産王にノミネートされていない。
(マイクロソフト社のブランド価値=ビル・ゲイツ社長の資産+共同創設者の資産)

3. インターランド社(英)のブランド・ランキングの推移

競争力と労働コスト

順位	競争力	労働コスト
1	米国	ドイツ
2	シンガポール	ノルウェー
3	フィンランド	日本
4	ルクセンブルク	スイス
5	オランダ	デンマーク
6	香港	ベルギー
7	アイルランド	スウェーデン
8	スウェーデン	米国
9	カナダ	オーストリア
10	スイス	フィンランド

(資料) IMD「THE WORLD COMPETITIVENESS YEARBOOK 2001」

(備考) 労働コストは、製造業における一人当たり賃金の高い順。

4. 米国の産業競争力は強いブランドを背景にしている。

ブランド・ランキングの推移

		1999	2000	2001
コカ・コーラ	米	1	1	1
マイクロソフト	米	2	2	2
IBM	米	3	3	3
GE	米	4	6	4
ノキア	フィンランド	11	5	5
インテル	米	7	4	6
ディズニー	米	6	8	7
フォード	米	5	7	8
マクドナルド	米	8	9	9
AT&T	米	9	10	10
トヨタ	日本	20	15	14
ソニー	日本	18	18	20
ホンダ	日本	24	20	21

(資料) インターブランド社(英)

(備考) インターブランド方式(ブランドによって創造される利益をブランドの強さによって現在価値に割り引くアプローチ)により算出されるブランド価値評価に基づく順位。

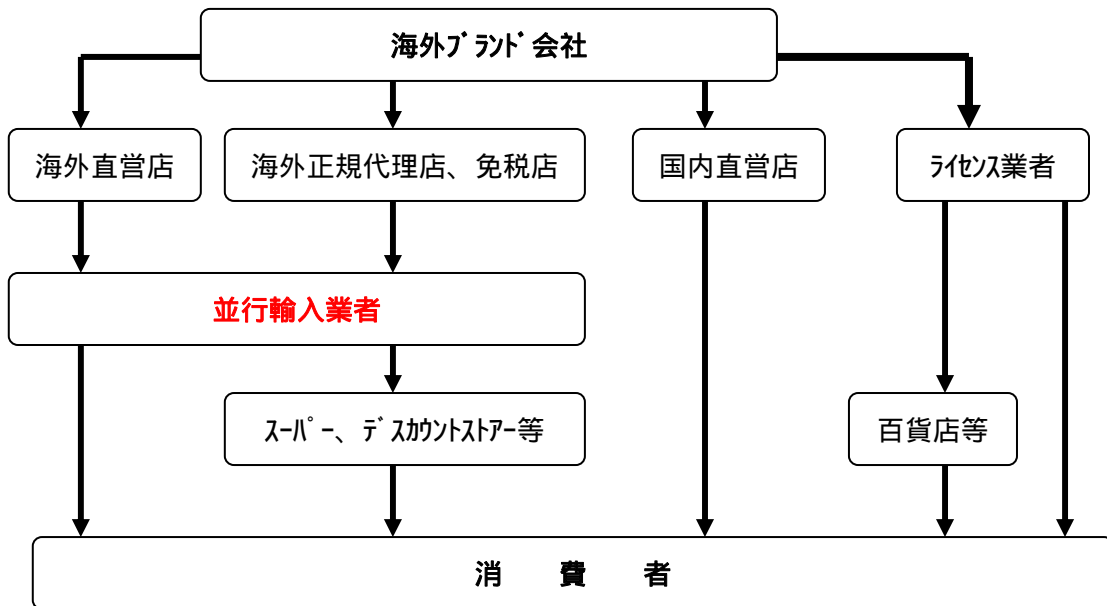
5. わが国のブランドと利益の関係

トヨタ、NTT ドコモ、ホンダ等はブランドとしての、国際評価されていてかつ利益を上げている会社であるが、電力会社や生保は国際ブランドとして高位置にノミネートされていない。ソニーは高所得会社でない。

6. ブランドをめぐる紛争

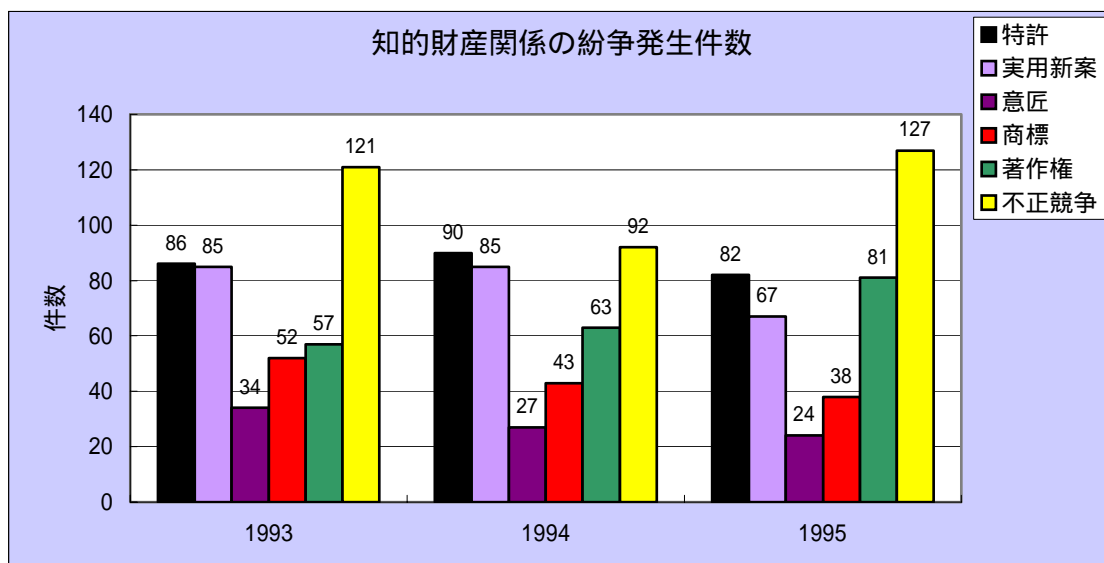
わが国は海外有名ブランドを極端に好む国民性があり、海外有名ブランドをめぐる紛争、特に並行輸入問題が提起されている。

並行輸入のパターン

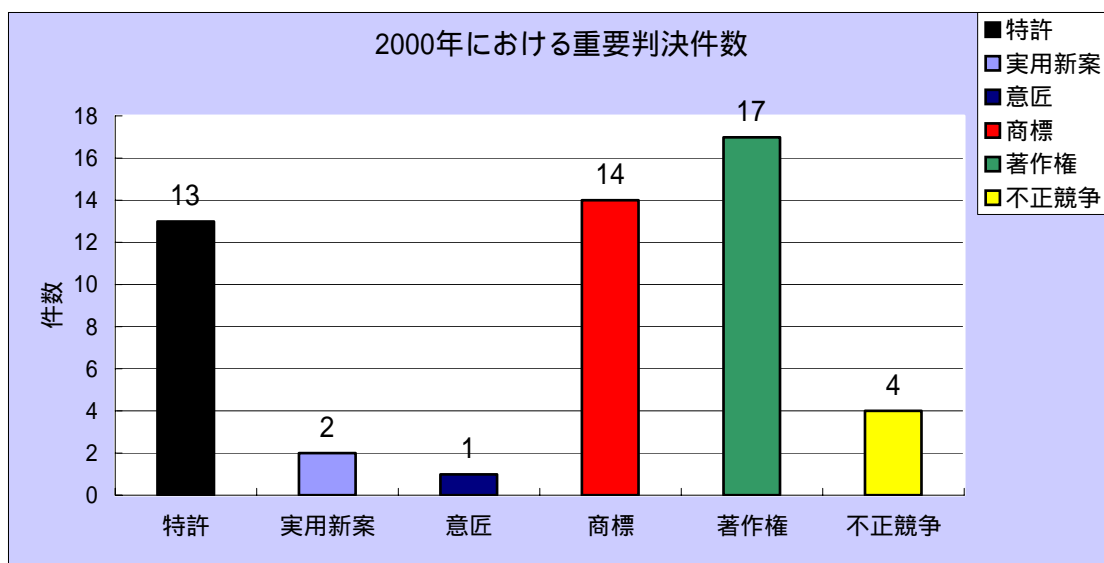


7. 知的財産関係の紛争発生件数

ブランドに関する商標法と不正競争防止法による紛争が多発している。



8 . 2000 年の判例時報に掲載された知的財産関係の重要な紛争例



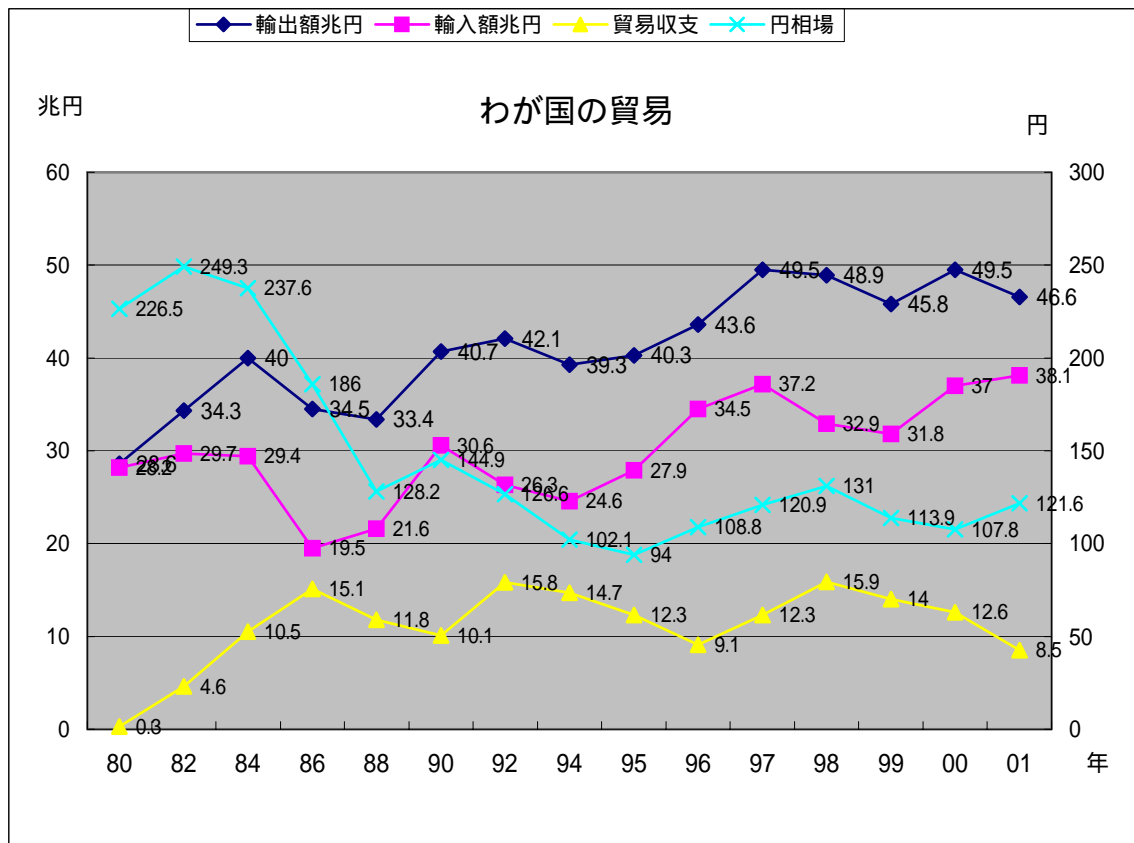
9. 周知商標に関する最近の重要判例

判示の要点	事件番号	判決の要点	出典
ドメイン名 mp3.co.jp は米の音声圧縮送信会社の営業表示 MP3.com に対する不正競争行為でないと言われた事例	不正競争行為差止請求 不存在確認等請求事件 東京地裁平 13(ワ)12318 号、平 14.7.15 民 29 部判決 容認(確定)	法 2 条 1 項 12 号は商品又は役務出所、品質等の誤認混同を起こさせる行為を不正競争行為としているが、mp3.co.jp 登録者に不正の利益を得る目的も他人に損害を与える目的もなかったとし不正競争行為を否認した。	判例時報 No. 1796 平 14.11.21
キュウピー(株)の登録商標が他人の著名な著作権を冒用した公序良俗違反の商標ではないと言われた事例	審決取消請求事件 東京高裁平 12(行ケ)386 号、平 13.5.30、民 13 部判決、棄却(上告)	1913 年にキュウピー人形の著作物を発行したローズ・ヒル遺産団体よりわが国における著作権を許諾された者が起こした一連の訴訟事件の一つであり、キュウピー(株)のキュウピーの文字と人形を組み合わせた登録商標は法 4 条 1 項 7 号(公序・良俗違反)及び不正競争行為に該当しないとして請求を棄却した。	判例時報 No. 1797 平 14.12.1
キシリデンタルとキシリデントは称呼において類似し、外観及び観念は特段の印象付けはないと言われた事例	審決取消請求事件 東京高裁平 13(行ケ)277 号、平 14.1.30、民 13 部判決、容認(確定)	虫歯予防甘味料キシミトールと歯を意味する dental を結合した造語で歯磨きみについて当業者に周知著名であった登録商標「キシリデンタル」により、後願の「キシリデント」は称呼で類似し、観念の非類似性は特段でないとし、特許庁の審決を支持した。	判例時報 No. 1796 平 14.11.21
ルビック・キューブの商品形態に関し不競争法 2 条 1 項 1 号及び 2 号の不正競争行為の成立が否定された事例	商標権侵害差止等請求 控訴事件 東京高裁平 12(ネ)6042 号 平 13.12.19 民 13 部判決	本判決は、不正競争防止法における周知著名商品等表示の持つ出所表示機能を保護する当該条文について商品の機能的形態を除外する有力説を踏襲し、かつ機能の要部において類似とはいえないと判示。	判例時報 No. 1781 平 14.6.21
商標登録に明らかな無効事由がある商標権に基づく差止等の請求は権利の乱用に当たると言われた事例	商標権侵害差止等請求 事件 東京地裁平 10(ワ)11740 号、平 13.12.19 民 4 7 部判決	商標法 4 条によると、商標登録出願時及び登録時の双方に周知著名な標章と類似する場合に限り不登録事由がある。本件はギターにおいて周知著名な会社名 Mosrite を不正競争の目的で商標登録を受けたものと判示。	判例時報 No. 1781 平 14.6.21
商標法 3 条 1 項 3 号のあり商品表示であるが同条 2 項の周知著名性に該当し、審決取消の事例	審決取消請求事件 東京高裁平 13(行ケ)461 号、平 13.5.29 民 6 部判決(確定)	標章「角瓶」指定商品「角瓶入りのウイスキー」の商標登録出願の拒絶審決に対し、ハウスマーク「サントリー」との一体不可分の関係ではなく、「角瓶」について周知著名性を容認し、審決を取り消す旨の判決を示した。なお宝焼酎の『純』は単独での商標登録が否定された。	判例時報 No. 1782 平 14.7.1
乳酸菌飲料を指定商品とするヤルトの容器形状の立体商標登録が否認された事例	審決取消請求事件 東京高裁平 12(行ケ)474 号、平 13.7.17 民 18 部判決、棄却(上告)	ヤルトの容器形状について特許庁審決は、商品の機能又は美観とは関係のない特異形状ではなく、単なる容器と認識されるものは使用による顕著性のあるものを除き、自他商品の識別力がないとし、東京高裁も物の形状そのものの域をでない立体商標の登録を否定し、当該審決を支持した。	判例時報 No. 1769 平 14.2.21

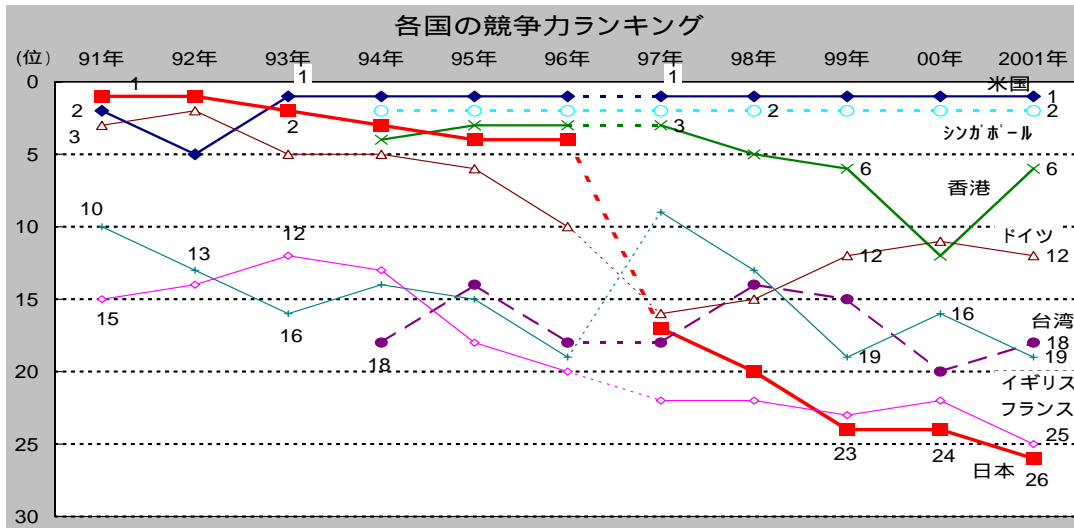
<p>POLO を含む商標登録出願について商標法4条1項15号所定の誤認混同のおそれのある商標として前審が破棄された事例</p>	<p>審決取消請求事件 最高裁平12(行ヒ)172号 平13.7.6、二小法廷判決、破棄自判 1審東京高裁平11(行ケ)253号、平12.1.27判決</p>	<p>洋服等を指定商品とする「PALM SPRINGS POLO CLUB」がラルフ・ローレンのデザインの著名な引用商標「POLO」が付された商品と誤認、混同のおそれがあるとして登録を拒絶した特許庁審決を不服とする審決取消訴訟において、東京高裁は審決を破棄した。その抗告において最高裁は東京高裁判決を破棄・自判(特許庁審決を容認)した。</p>	<p>判例時報 No. 1762 平 13.12.11</p>
<p>馬 と Polo SPORTS の商標登録出願に係る登録異議申立に対する特許庁の取消決定が取消された事例</p>	<p>商標登録取消決定取消請求事件 東京高裁平12(行ケ)40号、平13.12.20民18部判決、容認(上告)</p>	<p>前項に関連する事件であり、ポロ競技馬印と Polo SPORTS の結合商標の商標登録に対し著名な「POLO」商標を所有するデザイナーラルフ・ローレン氏の会社が登録異議申立を行い、特許庁は本件商標登録を取消した。上告審においては本件商標登録出願の頃(昭和57,58年)においては異議申立人の「POLO」は単独では周知著名とはいえないとして特許庁の決定を取消した。</p>	<p>判例時報 No. 1783 平13.7.11</p>
<p>フレッド・ペリー商標付ホロシャツのわが国のライセンスが並行輸入品を偽造品であると広告した行為が虚偽事実の流布とされた事例</p>	<p>損害賠償請求事件、東京地裁平11(ワ)6024号平13.10.25民46部判決、1部容認、1部棄却(控訴)</p>	<p>同ホロシャツのライセンス契約において、わが国における独占販売権と製造場所の制限条項等が存在した。ライセンスである原告は同ホロシャツの並行輸入品を製造場所の制限条項に違反する偽造品として広告を掲載し、大手スーパー等に販売中止を申し入れた。判決はこの原告の行為を不正競争防止法上の虚偽事実の流布に該当するとし、被告に対し損害賠償の支払をするように命じた。原告敗訴</p>	<p>判例時報 No. 1786 平14.8.11</p>
<p>ルビック・キューブの商品形態に関し不競法2条1項1号及び2号の不正競争行為が否定された事例</p>	<p>商標権侵害差止等請求控訴事件 東京高裁平12(ネ)6042号 平13.12.19民13部判決</p>	<p>本判決は、不正競争防止法における周知著名商品等表示の持つ出所表示機能を保護する当該条文について商品の機能的形態を除外する有力説を踏襲し、かつ機能の要部において類似とはいえないと判示。</p>	<p>判例時報 No. 1781 平14.6.21</p>
<p>パイプ及びジョイント形態が著名とはいえないとして不競法2条1項1号による差止が否認された事例</p>	<p>不正競争行為差止請求事件 東京地裁平12(ワ)12838号、平14.1.30民29部判決棄却(控訴)</p>	<p>矢崎のパイプ及びジョイント標準セットが短期間に周知になっていたとしても、原告商品の形態はいずれも需要者の注意を引くような特徴的なものではないので、不競法2条1項2号による差止請求、損害賠償請求等を否認。</p>	<p>判例時報 No. 1782 平14.7.1</p>
<p>小型ショルダーバック商品形態について不競法2条1項3号の商品形態模倣行為が認められた事例</p>	<p>不正競争防止法に基づく行為差止等請求控訴、同付帯控訴事件、東京高裁平13(ネ)1073号、3102号、平13.9.26、民13部判決、控訴棄却、付帯控訴棄却(確定)</p>	<p>控訴人の輸入販売に係る小型ショルダーバックが非控訴人の商品形態を模倣したものであるかに争われ、商品形態においては内部形態も含まれるとし、外部形態が同一でなくとも最も特徴的な内部形態を実質的に同一にする控訴人商品は形態模倣行為に該当すると判示し、控訴を棄却</p>	<p>判例時報 No. 1770 平14.3.1</p>

<p>エルメスのバックを模造して製造販売している原告は他の模造者を不競法の利益を享受できないとされた事例</p>	<p>損害賠償請求事件、東京地裁平 8(7)15112 号平 12.9.28 民 46 部判決、棄却(確定)</p>	<p>本件判決は、不競法 2 条 1 項 3 号所定の商品形態の模倣行為に対する同法 4 項による損害賠償請求権を有する者は当該商品を開発し市場においた者に限られると判示し、模造者である原告は同様に模造者である被告に対する損害賠償を否定した。営業秘密に対する請求も棄却した。</p>	<p>判例時報 No. 1760 平 13.11.21</p>
<p>元従業員により営業秘密が不正に取得されたとする事件で不競法 2 条 1 項 4 号の営業秘密に該当しないとされた事例</p>	<p>不正競争行為差止等請求事件、東京地裁平 11(7)19224 号、平 12.12.7 民 46 部判決、棄却(控訴<控訴取下>)</p>	<p>車両運行管理会社の元従業員が当該会社の営業秘密を不正取得されたとされる事件で、同法の営業秘密の条件である「秘密として管理されている」状態が認められず、また元従業員が作成していた資料は前の会社の資料以外も相当数含み、かつ不正取得をうかがわせる事情も無いとして請求を棄却</p>	<p>判例時報 No. 1771 平 14.3.11</p>

参考 3 . わが国の貿易：わが国は円高にも産業競争力の急落にも負けずに貿易収支の大幅な黒字を維持している。

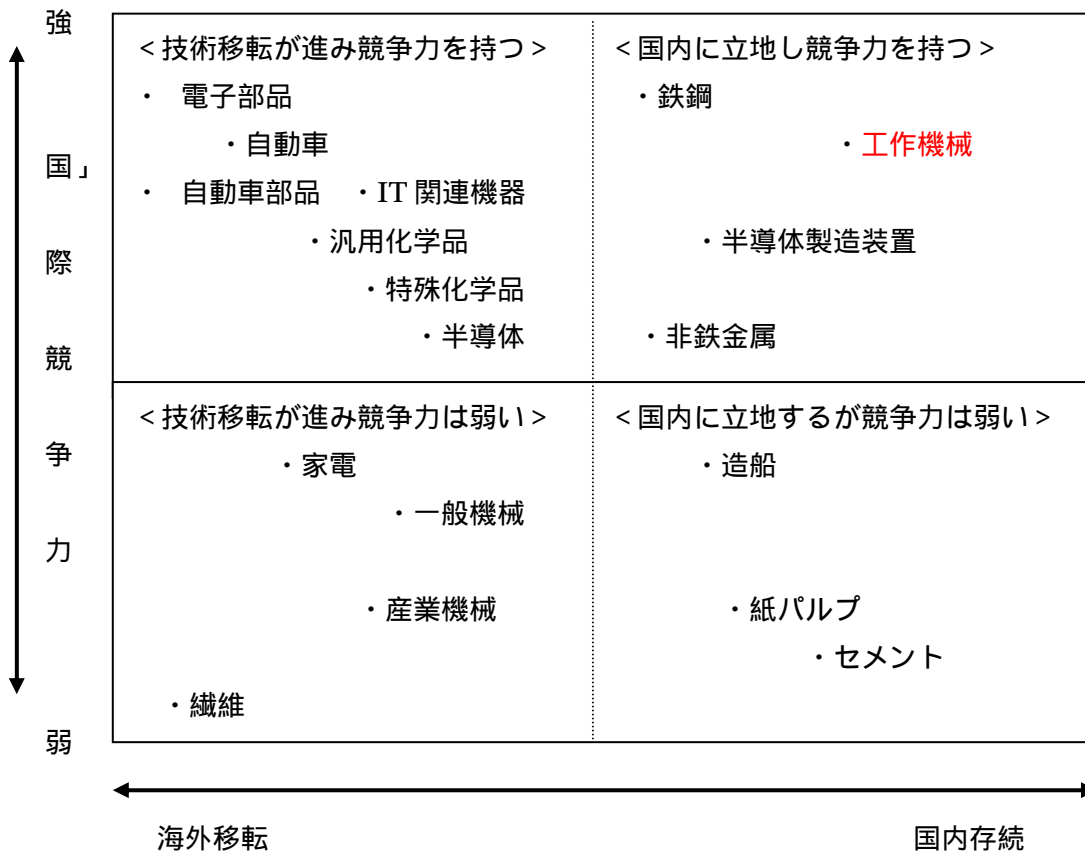


参考 4 . MID による各国の競争力ランキング :)97 年より競争力に無形資産を加えたことによりわが国の競争力は急落した。



出典 : MID(World Competitiveness Yearbooks 2001)

参考 5 . 産業競争力と国内立地との関係 : 工作機械産業の赤字経営は不可解である。

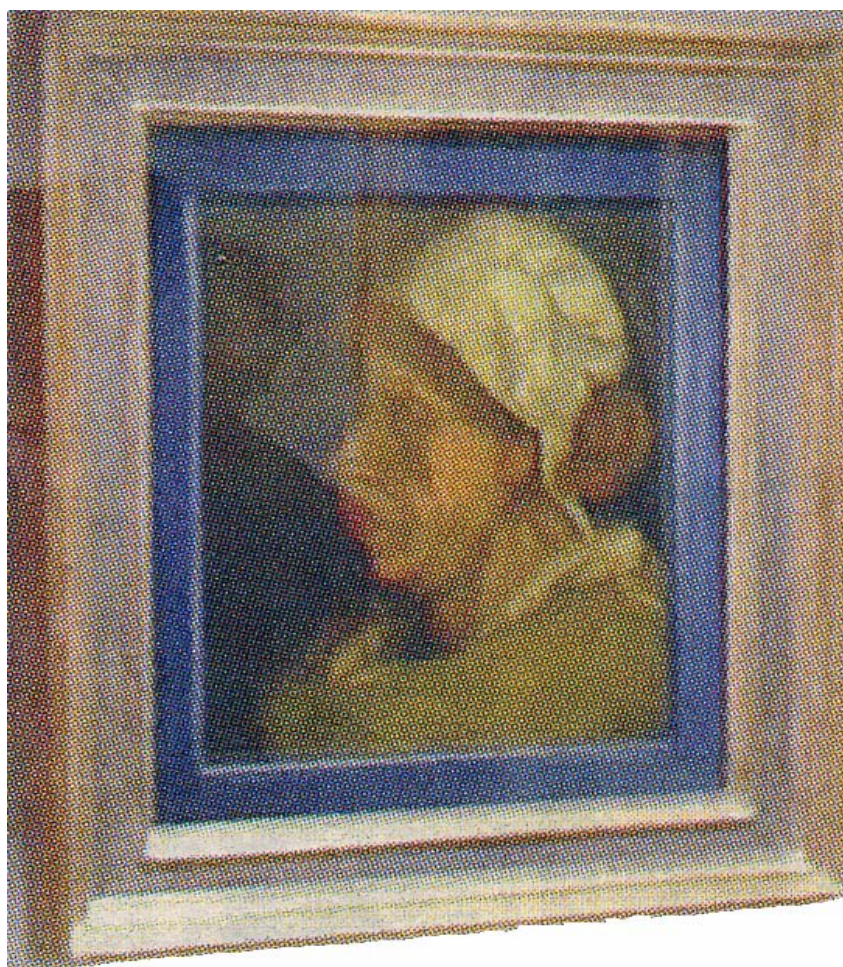


出典 : 日本政策投資銀行「産業問題研究会」

ブランドの価値

ゴッホの農婦に観るブランドの価値

ゴッホ：1853年オランダに生まれる。1891年ユトレヒトで死亡、33歳
この農婦の頭部は1885年頃オランダにおいて製作されたものとされている。
洋画家故中川一政氏の所蔵を競売、広島ウッドワン美術館が6600万円落札
ゴッホの真正作品でなければ10万円程度の価値しかないと言われている。



ブランド品は高く売れ、その価値は半永久的である。

半永久的知的財産権には、商標権、著作権、ノウハウ等の物づくり技術、営業秘密等がある。

期限付知的財産権は、特許権、実用新案権、意匠権等である。

ゴッホのオランダ時代の代表作、「農婦 コルディナ・デ・フローテの肖像」

1885年3月



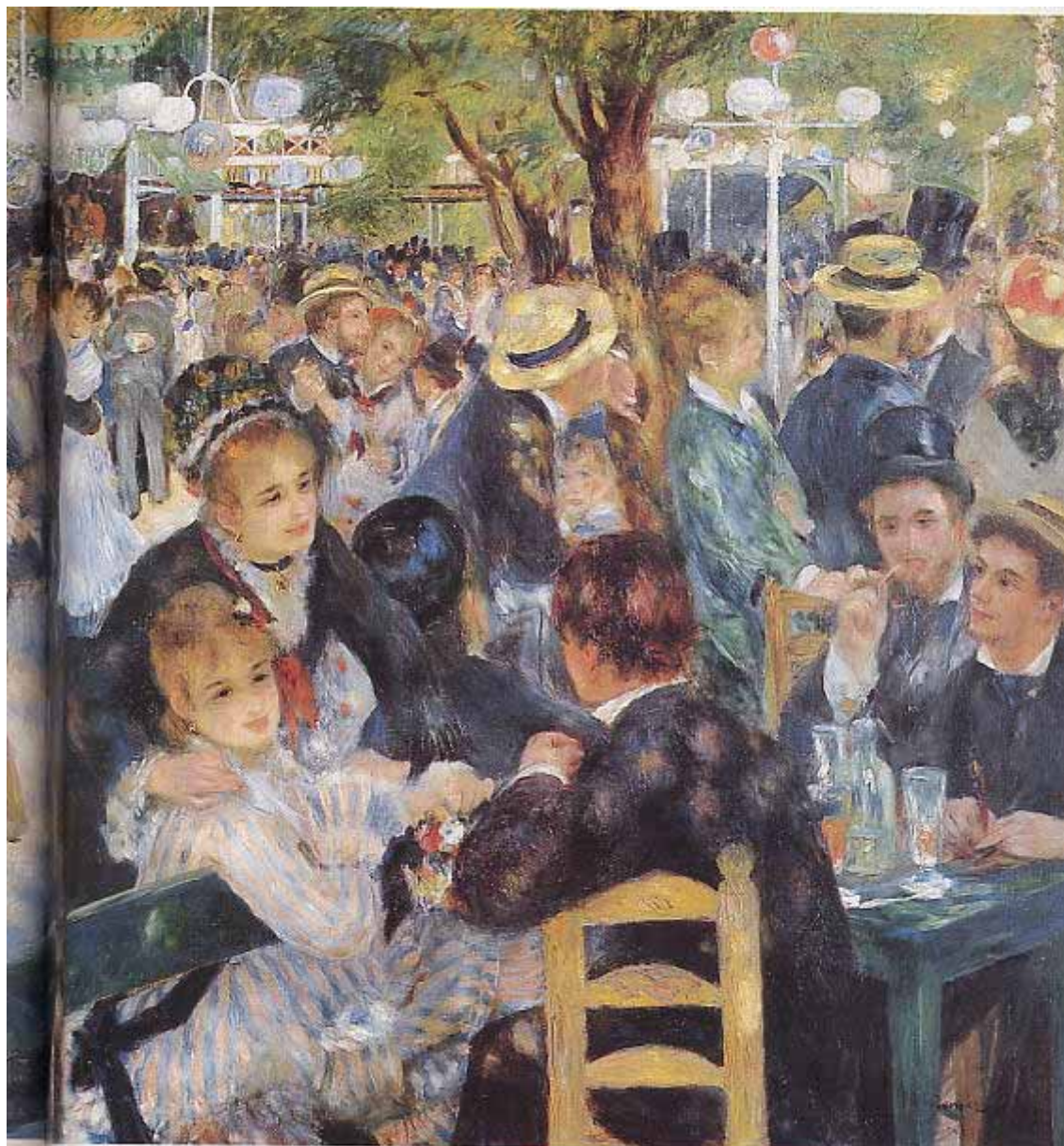
ゴッホのオランダ時代はこのような肖像画であり、上記の農婦像について真偽が議論の対象になった。

ゴッホのアルル時代の作品「花瓶にさした 12 本のひまわりの静物」



「花瓶にさした12本のひまわりの静物」 1888年8月

日本人の好きなルノアール、1876年



印象派の作者のブランド価値が高い。